

## 論文

## 「中国人慰安婦」研究上の問題点

勝岡 寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

日本軍の慰安婦については、従来は専ら朝鮮人（韓国人）慰安婦を指している場合が多く、中国人慰安婦のことが議論の俎上に上ることは、殆どなかったように思われる。

2014年6月、中国が南京事件とともに慰安婦関連資料をユネスコの「世界の記憶」（記憶遺産）に登録申請すると発表した辺りから、俄かに中国人慰安婦の存在がクローズアップされるようになった。しかしながら、中国人慰安婦の実態については、現在まで殆ど知られておらず、一般にも認知されていない。そんな中、《慰安婦の実際の被害者は40万人で、そのうち20万人は無給で売春を強要された中国人であった》という慰安婦「40万人説」・中国人慰安婦「20万人説」も、一部では声高に主張されるようになってきている<sup>1)</sup>。

本稿は、中国人慰安婦の実数の問題もさることながら、この問題に関する日中双方の研究史・運動史を踏まえた上で、今日まで文献上で確認できる「中国人慰安婦」34名の証言内容をつぶさに検討することにより、従前の「中国人慰安婦」研究には多くの問題点があることを指摘したものである。

筆者は既に、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』と銘打った共同研究の一環として、この問題について取り上げ、公表しているところであるが<sup>2)</sup>、本稿は当該論文を基に、その後の調査や他の共同研究者の研究成果も加味し、「中国人慰安婦」研究上の問題点について、改めて考察したものである。

## 中国人慰安婦研究はいつから始まったか

日本における中国人慰安婦研究の歴史は、そんなに古いものではない。筆者はこの問題に特化した文献リストを作成しているが（本稿付表①「中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧」を参照されたい）、確認できた113件の文献は、何れも1992年（平成4）以降のものであった。つまり、日本における中国人慰安婦の研究起点は、1992年と考えることが出来る。

では、本家本元（？）の中国ではどうか。高嶋航によれば、中国の「慰安婦問題」は《日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した》もので、1992年が起点になっている。それまで問題視されなかったのは、日本や韓国同様、《儒教道徳、ことに貞操観念の縛りがあった》ことに加え、《戦後、日本軍に蹂躪された女性たちは、日本軍の協力者、すなわち漢奸として事あるごとに糾弾されてきた》という政治的要因に因るものであり、《彼女たちは被害者としてではなく加害者として語られてきた》が、1992年以降ようやく被害者として認識されるようになった、という<sup>3)</sup>。

また、康健によれば、一部の中国人被害女性が被害事実を公表し始めたのは1992年か

らであり、《日本の弁護士と支援団体の協力の下》、中国人元「慰安婦」被害者が訴訟を起したのは1995年のことであった<sup>4)</sup>。

中国における慰安婦研究の第一人者である、上海師範大学の蘇智良氏が慰安婦研究を開始したのも、1992年に「一人の日本人教授」から《日本軍の慰安婦制度は上海が発生源》と指摘されて以降のことである<sup>5)</sup>。

以上のように、日本の文献を見ても中国の文献を見ても、いずれも中国人慰安婦研究の起点は1992年ということでは一致する。では、何故1992年から、日中双方で中国人慰安婦研究が開始されているのだろうか。高嶋が、中国の「慰安婦問題」は《日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した》と指摘しているように、この問題は朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」<sup>6)</sup>と密接にリンクしている。即ち、朝日による「1992年1月強制連行プロパガンダ」が起点となり、これに刺激されて日中双方で開始されたのが、中国人慰安婦研究だったのである、

## 「原告探し」から始まった中国人慰安婦裁判の問題点

前記したように、1995年から2001年にかけて、中国人「慰安婦」と戦時性暴力の被害者が相次いで日本政府に対する損害賠償請求裁判を起しているが、《日本の弁護士と支援団体の協力の下》、中国で組織的な「慰安婦」被害者の「原告探し」が行われている。同裁判に携わった大森典子によれば、1994年10月、「中国人戦争被害調査団」として日本から約10名の弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊被害者遺族、南京事件被害者からそれぞれ被害事実を聞き取り、《この弁護士が中心となって被害事実ごとに一九九五年八月から順次日本政府に対する裁判を提起していった》<sup>7)</sup> というのである。

中国人「慰安婦」・性暴力被害者に関係する裁判は、以下の三つである。

- I 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第一次）：1995.8～2007.4（上告棄却）  
原告：山西省の4名
- 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第二次）：1996.2～2007.4（上告棄却）  
原告：山西省の2名
- II 山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟：1998.10～2005.11（上告棄却）  
原告：山西省の10名
- III 海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟：2001.7～2010.3（上告棄却）  
原告：海南島の8名

最高裁判決は、いずれも原告の上告を棄却し、国家無答責による原告敗訴に終わっているが、ここに注意すべきことの第一は、裁判の名称がIは中国人「慰安婦」、IIとIIIは「性暴力被害者」となっていることである。では、この二つの裁判の原告は、被害態様を異にするのか。答はノーである。

筆者は上記裁判の原告全員（24名）を含む、今日まで日本国内で明らかになっている中国人慰安婦及び性暴力被害者34名について<sup>8)</sup>、その証言内容をつぶさに検証したが（本稿付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい）、上記裁判I～IIIの原告24名はいずれも性暴力被害者であって、中国人慰安婦ではないことが判明した

(付表②のNo.7～12がⅠの原告、No.13, No.16～24がⅡの原告、No.25～32がⅢの原告である)<sup>9)</sup>。

これは中国人被害者として初めてカミングアウトした万愛花(Ⅱの原告の一人)が、《私は慰安婦ではない》と一貫して主張したため<sup>10)</sup>、Ⅱ以降は裁判の名称を中国人「慰安婦」から「戦時性暴力被害者」と変更せざるを得なかったのだろうが、原告の被害はいずれも性暴力被害であり、ⅠとⅡⅢで被害態様の相異があるわけではない。この点で、「慰安婦」と「戦時性暴力被害者」は概念が混乱しており、大きな問題があると言わざるを得ない。

第二に、24名の原告は、全員が山西省(16名)か海南島(8名)の出身者である。筆者が調査した34名の証言者全員についてみても、34人中18人は山西省孟県の性暴力被害者、8人が海南島の性暴力被害者<sup>11)</sup>、両者を併せると76%(34人中26人)にもなった。これは如何にも不自然であり、広大な中国大陸の中で、何故この二つのスポットだけに、性暴力被害が集中しているのか。この点の究明が必要である。

## 慰安婦と戦時性暴力(レイプ)の被害者は、峻別する必要がある

中国人「慰安婦」裁判においては、「慰安婦」と「戦時性暴力被害」の概念が厳密に区別されておらず、混同されている点に大きな問題点があることを先に指摘した。

この点は、前述の蘇智良氏も同様である。彼は“*Chinese Comfort Women*”(Oxford University Press, 2014)の中で12名の証言者を登場させているが、証言内容から見たその内訳は、4名が慰安婦、残り8名は性暴力被害者である(付表②を参照)<sup>12)</sup>。にも拘らず、蘇氏は両者を全く区別することなく同書の中で混在させ、タイトルにあるように、一様に「中国人慰安婦」(Chinese Comfort Women)として取り上げている。つまり、「慰安婦」と「性暴力被害者」の区別が、全く出来ていない。或いは両者の相異を、故意に無視している<sup>13)</sup>。

ここで、少し定義めいたことを述べておくと、「慰安婦」とは日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、軍人相手の売春業に従事した女性のことを指す。これは、当時は合法と見なされており、支那事変において強姦が多発したために、それを防止する必要から慰安婦を募集し、各地に慰安所が設けられたことは周知の通りである。

これに対して、「戦時性暴力」(強姦)は当時においても重大犯罪と見なされていた。軍は戦時性暴力の加害者に対しては、一般刑法による強姦罪を適用していたが、昭和17年2月、刑法を改正して戦地強姦罪を新設し、《戦地又は帝国軍の占領地に於て婦女子を強姦したる者は無期又は一年以上の懲役に処す》(88条の2)との条文を、新たに加えている。

こうした意味での戦争犯罪は、既に連合国による戦争裁判(東京裁判及びB C級戦犯裁判)によって裁かれ、日本もそれを受け入れることによって最終的に決着している。例えば、日本軍占領下のインドネシアで生じたオランダ人女性の強制監禁・強姦事件の首謀者であった日本軍人・軍属11名は、戦後、B C級戦犯として裁かれ、死刑1名、懲役7年～16年10名という実刑判決を受けている(スマラン慰安所事件)。

しかしながら、同時に留意すべきは、こうした戦争犯罪の事例は日本軍が組織的・計

画的に関与したものではなく、あくまで一部軍人の惹き起した違法行為だったということである。その意味で、当時であっても違法な戦争犯罪と認識されていた、こうした「戦時性暴力の被害者」と、当時は合法だった「慰安婦」とは、明確に区別して考える必要がある。

そのような見地に立って、34名の証言者を慰安婦か、戦時性暴力の被害者かという観点で分類すると、慰安婦と解し得るものは僅か4名（12%）に過ぎず、圧倒的多数（30名、88%）は性暴力被害者であることが判明する（付表②を参照）<sup>14)</sup>。中国人「慰安婦」と言いながら、その実態は当時においても犯罪だった戦時性暴力被害者の証言でしかない。中国人「慰安婦」の研究は、蘇智良氏の研究に典型的に表れているように、この点があまりにも杜撰で、「研究」の名に値しないとわざるを得ない。

尤も、日本側研究者は両者を明確に区別している場合が多いので、公平を期すために、その点についても言及しておきたい。例えば、石田米子・内田知行両氏は、山西省のような《前線の農村地帯の戦時性暴力は、「慰安所」型と南京型〔攻略時集団強姦型：引用者註〕の中間型》であり、《孟県における性暴力被害は、「慰安所」「慰安婦」ではその実態をとらえきれない》と指摘している<sup>15)</sup>。山西省孟県における戦時性暴力の被害者が、「慰安婦」ではないことを明瞭に認識している、と言える。

とはいうものの、彼らの研究は基本的に戦時性暴力被害者の「証言」のみに依拠しており、現地調査を何度も行って証言の「裏を取る」努力はしているものの、果してそれが日本軍による組織的犯罪なのか、それとも一部兵士による戦争犯罪（逸脱行為）なのか、中国全土で同様のことは起っていたのか、それとも特殊な例外的事象に過ぎないのかといった点の検証は、全くと言っていいほど行っていない。ましてや、性暴力以外の中国人慰安婦の研究については、殆どお手上げ状態と言ってよい。この点については、《まだまだ全体像の見えない実態があることだけは自覚しておかなければならない》<sup>16)</sup>と、彼ら自身も認めている通りである。

それにしても戦時性暴力の被害者が、山西省孟県と海南島ばかりに集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。そこで以下、この二つの地域で起った戦時性暴力被害の背景について概観し、その共通点について考察してみたい。

## 山西省孟県における性暴力被害の背景

山西省孟県における性暴力被害者18名の証言は<sup>17)</sup>、いずれも日本軍に拉致・連行され、長期間にわたり監禁された上で拷問・強姦（輪姦）を受けたという悲惨極まりないものだが、彼女たちが被害にあった一番の理由は、この地域が共産ゲリラの拠点に近く、八路軍（共産党軍）との関係を日本軍に疑われたためだった<sup>18)</sup>。一番典型的なのは万愛花（付表②のNo.16）の場合で、彼女は《私が共産黨員だったから、強制連行されたのだ》と、自ら証言している<sup>19)</sup>。

日本軍が孟県県城を占領したのは昭和13年1月のことだが、孟県のすぐ北の五台山は八路軍が司令部を置き、共産ゲリラの根拠地となっていた。昭和15年8月と9月には共産ゲリラに急襲されたこの地域の日本軍が大きな被害を受け（所謂「百団大戦」）、日本軍は

その報復として晋中作戦を発動する。

しかし、広大な中国大陸に対して日本軍の投入できる兵員数は限られており、小兵力の分遣隊を各地に分散配置する以外になかった（高度分散配置）。こうして各地に小兵力が分散すると、憲兵はおろか上官の目さえ届かない中で、特に古参の下士官兵を中心に軍紀が弛緩し、戦争犯罪の温床になった地域も、一部にはあったようである。このことは陸軍でも夙に認識しており、「支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策」（昭和15年9月19日）では次のように述べている<sup>20</sup>。

《事変勃発以来ノ実情ニ徴スルニ赫々タル武勲ノ反面ニ掠奪、強姦、放火、俘虜惨殺等皇軍タルノ本質ニ反スル幾多ノ犯行ヲ生シ為ニ聖戦ニ対スル内外ノ嫌悪反感ヲ招来シ聖戦目的ノ達成ヲ困難ナラシメアルハ遺憾トスル所ナリ》

《支那事変勃発ヨリ昭和十四年末ニ至ル間ニ軍法会議ニ於テ処刑セラレシ者ハ掠奪、同強姦致死傷四二〇、強姦、同致死傷三一二、賭博四九四ニ達シアリ…抑々此種事犯ハ皇軍ノ本質ニ戻ル悪質犯ニシテ軍紀ヲ紊ルノミナラス事変地民衆ノ抗日意識ヲ煽リ治安工作ヲ妨ケ支那側及第三国ノ宣伝資料ニ利用セラレテ皇軍ノ声価ヲ傷ケ延イテハ対外政策ニモ不利ナル影響ヲ及ホシ聖戦目的ヲ阻害スル等其ノ弊害誠ニ大ナルモノアリ》

この情況は、昭和17年末に至っても改善の兆しを見せていない。北支那方面軍司令部作成の「軍紀振作ノ対策ニ就テ」（昭和17年12月16日）では、《方面軍軍紀振作ノ実情ヲ視ルニ…強姦犯、略奪犯等最モ忌ムヘキ犯罪依然トシテ多発シアル》状況を報告している<sup>21</sup>。前記した陸軍刑法改正による戦地強姦罪の新設（昭和17年2月）も、かかる前線の状況に対応した措置と思われる。

山西省孟県の性暴力被害者の多くは、日本軍の兵士によって山上のトーチカ（砲台）やヤオトンと呼ばれる洞窟に拉致連行され、連日強姦や拷問が繰り返されたこと、身代金を払ってやっと解放されたことを<sup>22</sup>、一様に証言している。これについては、石田米子・内田知行両氏による詳細な聞き取り調査があり、被害者側の証言を丹念に記録するとともに、その背景を究明している<sup>23</sup>。

これに対して、加害者側（元日本兵）の証言は圧倒的に少ないのだが、孟県を警備した固兵团衛生兵の松本栄好氏は、次のように証言する<sup>24</sup>。

《ある日、例のごとくに討伐に出かけた。いつもは集落を急襲しても、いるのは鶏と豚ぐらいいであるが、その日はどうしたことか逃げ遅れた人たちがいた。そこで、七、八人の女性たちを捕らえて陣地に連れてきて、兵舎の中に監禁したことがある。（中略）

隊長は叩き上げの曹長で、なかなかの人物と私は見受けていた。しかし、どんな人格者の隊長といえども、その兵隊たちの行動を阻止することはできないのである。

兵隊たちの中には、万年上等兵と言われている、いわば兵隊のごろつきがいる。（中略）

一応、軍律はあるのだけれども、前線ではあってもないのと同じである。（中略）

隊長は、こういうごろつき兵隊をうまく取りまとめていかなければならない。そして、こういう連中がいわゆる「戦果」をあげるのである。中国の人たちを捕らえること、捕らえた者を殺すこと、女であれば犯すこと、そういうことを、ちょうど獵師が獲物をしとめ

たときに覚えるような快感をもってやる。こうなったら、もうどうしようもないのである。

私は、その女性たちの性病検査をやらされた。そして兵隊たちに、注意しろよと言いなから医務室に山ほどあったコンドームを配布した。今思うと、拒否すべきことだったと思うが、拒否できなかったというより、拒否しなかった。性病予防は衛生兵の仕事だからである。(中略)

一週間ほど経って、隊長は兵隊たちを集めて言った。「もうよかろう。帰そう」と。そして、その女性たちを解放して、その代わりに村長に言いつけて、性を売ることを仕事としている二人の女性を兵舎に入れた。その女性たちの性病検査も私の仕事だった。これが、上社鎮の分遣隊で私たちが、否、私が実際に行ったことである》

上記の監禁・レイプについては、松本氏が実際に目撃した事実かどうか疑問も残るが<sup>25)</sup>、この証言の中で寧ろ注目すべきは、監禁・レイプされた女性を、一週間後には隊長が「解放」し、その代わりに慰安婦を兵舎に入れていることである。監禁・レイプは犯罪だという意識が、隊長にはあったからこそ、彼女たちを解放し、合法的存在であった慰安婦に代えたのだろう。

しかし、共産ゲリラと直接対峙する最前線である分遣隊には、慰安婦は通常はいない。山西省で宣撫官をしていた青江舜二郎の回想を見ると、次のようである<sup>26)</sup>。

《現地に日本人娼婦が「配給、されることはほとんどなく、何ヶ月に一度わずか四、五日の滞在で朝鮮の女たちがトラックではこぼれて埃っぽくやって来る。それがまるで文字通り「天女、」のようであった。》

では、慰安婦を「調達」できない場合にはどうするのか。山西省上社鎮の住民から聞き取り調査をした前掲の石田米子は、同地における「女性の被害」について、次のようにまとめている<sup>27)</sup>。

《日本軍はここに入ってくると、鎮の中街に朝鮮人「慰安婦」十数人を連れて来て「慰安所」をつくった(百団大戦の前)。彼女たちは百団大戦で日本軍と一緒に撤退、その後はそのような施設はつくられなかった。百団大戦前の日本兵は規律がわりあいあって、あまりひどいことはしなかったが、再占拠してから野蛮になった。女性を拉致して砲台に連行することはその頃から始まった。》

以上から解ることは、次のようなことである。慰安所と慰安婦の存在は、確かに強姦の抑止・軍紀の維持に有用だった。だが、慰安婦がいなくなると同時に軍紀は低下し、女性の拉致・連行が常態化した、というのである。

しかし、慰安婦がいなくなった全ての分遣隊で、こうした監禁・レイプが常態化していたのかといえば、どうもそうではないようだ。当時山西省遼東の分遣隊にいた近藤一氏は、この点について、《軍隊というのは場所や入った部隊、またその入った年代、時期によってガラッと違ってきます》、《中隊長が違いますと、部下の兵隊の性質が違ってきます》と指摘している<sup>28)</sup>。強姦や拷問などの残虐行為が行われるかどうかは、中隊長が率

先してそれを行うかどうかによって決ったことは、山東省で衛生兵をしていた桑島節郎氏が、次のように証言していることから解る<sup>29)</sup>。

《〔昭和十九年〕六月四日、討伐隊が寒里東方の東公留蜜村で五名の若い女性を捕えた。いずれも二十歳前後、山奥にはめずらしい断髪でインテリ風、一見して八路軍側の女子工作員と思われた。柏崎中隊長なら、ウムをいわず即座に裸にして拷問をくわえるところであるが、小川中隊長はそういう手荒なことはしない。しばって中隊に連行したのみであった。

中隊長が残虐行為をしなければ、部下もやらない。第一中隊は〔柏崎中隊長の転任で〕小川中隊長になってから、すっかりおとなしい中隊になってしまった。三光作戦といい住民殺害といい、これはやはり、第一線の指揮官である中隊長が先頭きってやらなければ、行なわれなかったということがいえよう。》

こうした実態は、陸軍自身も認識していた。大本営陸軍部研究班が昭和15年11月に作成し、各方面に配布した「支那事変ニ於ケル犯罪非違ヨリ観タル軍紀風紀ノ実相並ニ之ガ振肅対策」には、次のようにある<sup>30)</sup>。

《事変間各部隊ニ於ケル振作ハ部隊ニ依リ著シキ差異アリ…例ヘバ出征当初ヨリ深甚ナル注意ヲ以テ軍紀ノ振作ヲ図リシ部隊ハ克ク当初ヨリ嚴肅ナル軍紀ヲ保持スルヲ得タルニ反シ嚴然タル統率ヲ欠キ常ニ事勿レ主義ヲ以テ臨ミ動モスレバ部下ノ歡心ヲ求ムルニ汲々トシテ不軍紀事件発生スルモ之ヲ不問ニ附シアリシ部隊ハ事犯ヲ累加シ遂ニハ重大事件ヲ生起シ統率至難ニ陥リシガ如キ…或ハ指揮官ノ交代ニ依リ其ノ部隊ノ軍紀ノ状況急変セルモノアルガ如キ…是ナリ》

第一線における軍紀の維持は、上に立つ人間次第というところが、多分にあったのだ。前掲の近藤氏は又、次のようにも言う<sup>31)</sup>。

《そもそも私らの中隊では、将校よりも下士官のほうが威張っていました。独混四旅〔独立混成第四旅団〕の中隊将校は、ほとんどが幹部候補生あがりだったから、「このインテリが、娑婆では威張っていられても、軍隊では星の数よりメシの数がものをいうんだ」ということで、馬鹿にしていたんです。》

《分遣隊には普通は少尉が隊長である将校分遣と、下士官が隊長をする下士官分遣があって、将校分遣は大体統率がとれているのですが、下士官分遣は下士官や古年兵のやりたい放題です》

「ごろつき兵隊」の「やりたい放題」は、下士官分遣の場合に起りがちであったと言えるだろう。

このようにレイプや監禁は、広大な中国大陸の何処でも起っていたわけではない。

第一にそれは、八路軍と日本軍がせめぎ合う（従って憲兵の監視の目が届かない）最前線でのみ起り得た、特殊なケースだったと言える。第二に、最前線であっても上官、通常

は中隊長がしっかりしている場合には、軍紀は厳正に保たれ、強姦や監禁などの不法行為は起らなかった。第三に、《将校よりも下士官の方が威張って》いて、《どんな人格者の隊長といえども、兵隊たちの行動を阻止することはできない》ような場合に、部下の横暴を上官が制止できず、結果的にレイプや監禁が野放し状態になる場合があった。しかしこれらは何れも、本来なら戦地強姦罪を適用すべき、明白な戦争犯罪である。

前記の石田・内田氏は、《孟県の事例は、特殊例ではなくて広範に発生した現象の代表例である》、《孟県の性暴力被害者の被害の形態は…日本軍総体の性暴力の構造の中で発生し、それを構成していたものである》と、さしたる根拠もなく述べているが<sup>32)</sup>、どうしてそんな断定が出来るのか。山西省孟県で起った性暴力は、上記のように幾つもの要因が重なって起きたと考えられる特殊なケースであって、合理的な理由もなく、こうした特殊事例を一般化すべきではない。広大な中国全土で同様のことが「広範に発生した」などという証拠は、何処にもないのである。

## 海南島における性暴力被害の背景

次に、海南島における性暴力被害の背景を検討したい。

日本軍が海南島を占領するのは昭和14年2月のことだが、ここは元々抗日勢力の非常に強いところで<sup>33)</sup>、共産ゲリラ（遊撃隊）による抗日闘争に、日本軍は絶えず悩まされることになる。海南島を占領統治した海軍は、「Y作戦」と呼ばれる軍事作戦を、占領期間中に9度も発動しているが、度重なる軍事作戦遂行にも拘らず、「敵勢力」は一向に衰える兆しを見せなかった。『海南警部府戦時日誌』によれば、「敵勢力」は昭和17年6月時点では約1万人とされているが、漸次増加し、昭和19年3月時点では《全島の二共産党ノ組織拡大化ヲ図リツヽアリ》という情勢で、「敵勢力」は1万5千人を超える趨勢にあった。

そのような中で、昭和17年6月の「Y6作戦」では《作戦実施上支障無キ限り努メテ民家ノ焼打等ハ実施セザルコト》としていたのが、同年11月の「Y7作戦」になると《共産部落ハ之ヲ清掃ス》《敵匪ト通ゼシ者ハ嚴重処分ス》というふうに変化する<sup>34)</sup>。

典型的な村人の証言として、以下のようなものがある<sup>35)</sup>。

《この村は共産党の遊撃隊の活動が活発で、(中略)日本軍は若い男を見ると、遊撃隊と見なして捕まえた。日本軍には望楼を造るために水汲みなどの仕事をさせられた。その望楼を遊撃隊が襲撃して、日本兵13名を殺したことがある。》

《遊撃隊による望楼への襲撃の後、日本軍はこの襲撃に対する報復として白砂村を襲い、すべての家を焼き払った。》

これは「百団大戦」後の晋中作戦と同じであり、海南島の状況は山西省孟県と酷似していた、と言えるだろう。こうした背景の下で孟県同様、憲兵の目の届かない最前線にいる兵士の軍紀の弛緩から、戦時性暴力が日常化していた可能性も考えられる。

海南島の性暴力被害者8名の証言を見ると、日本軍によって拉致・監禁され、長期間にわたり強姦を受けたという事例が大部分だが<sup>36)</sup>、これとは別に、レイプした日本兵が後で「処刑」された、という村人の証言もある<sup>37)</sup>。

《昨年亡くなった女性は、当時日本兵に乱暴され、乱暴されたとき染料を日本兵の服になすりつけた。その日本兵はその後上司に罰として処刑された。それはおそらく強姦したためというよりも、軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑されたのではないか。》

軍服を染料で汚したぐらいで、「処刑」される筈はあるまいから、この兵士は《軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑された》のではなく、軍服に染料がついていることを上司に見咎められ、強姦が発覚して「処刑」された、と解する方が自然だろう。

また、海南島の被害者4人を取材した班忠義氏は、次の様な興味深い指摘をしている<sup>38)</sup>。

《四人には被害場所や相手の階級に違いはあるけれど、「奉仕」する相手が固定した個人であること、報酬のないこと、「上」（本部）から「慰安婦」が来るときに限って二、三日休ませてもらえることなど、いくつかの共通点があった》

このことは、彼女たちが軍の公認する「慰安婦」ではなく、性暴力の被害者だったことを如実に示すものである。彼女たちは、軍公認の巡回慰安婦が派遣された「ときに限って」、「休ませてもらえ」た——換言すればそれは、軍紀に違反することを承知の上で、軍上層部の関知しないところで秘かに行われていた（発覚すれば、当然処罰の対象となる）戦争犯罪だったのである。

海南島の場合、日本兵は数人でグループを組み、一人を見張り役に立たせた上で、強姦乃至輪姦に及んでいる事例も多い。例えば、蘇智良氏の紹介する「中国人慰安婦」（性暴力被害者）の一人、黄有良（付表②、No.26）は《門を警護する兵士がいつもいて、彼らは私たちをどこにも行かせなかった》と言<sup>39)</sup>、林亜金（同、No.29）は《ドアは二重鍵になっていて、いつも日本兵が外に立って家を警護していました》、《普通は3、4人の兵士が私の部屋に一緒に来ました。その内の一人がドアを見張っていました》と証言している<sup>40)</sup>。見張り役が必要だったということは、見つければ処罰の対象になる戦争犯罪であることを、日本兵自身が自覚していた証拠、と言わざるを得ない。

海南島については、元日本兵の証言は皆無で、被害者側の証言しか出てきていないが、山西省孟県の場合と同じく、これは上官や憲兵の目の届かないところで起った、例外的な戦争犯罪と見なさざるを得ない。海南島戦時性暴力損害賠償請求訴訟の二審判決（2009.3.26）も次のように述べ、「日本軍の正規の命令や作戦活動」の一端だったという原告側の主張を斥けているが<sup>41)</sup>、妥当な判断であろう。

《陸海軍軍人による戦地又は軍の占領地における強姦又は強姦致死傷については刑法よりも重い刑罰をもって処断することとしていたことが認められる事実関係の下において、本件加害行為をもって、日本軍の正規の命令や作戦活動及び占領政策から行われたものであることを認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ず、これに関与した日本軍人が作戦活動から離れて、又は作戦活動とは別に何らの権限や正規の命令に基づかず、自らの性欲を満足させるために行ったものと推認されるのであって、日本国の一連の諸政策に基づくものであるとも、その諸政策が必然的に生み出したものであるとも認めるに足

りない。》

## 山西省孟県と海南島における性暴力被害の共通性と特殊性

以上、山西省孟県と海南島の性暴力被害の各々の背景について見てきたが、戦時性暴力の被害者が山西省孟県と海南島にばかり集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。前述の通り、この両地域は日本軍が共産ゲリラと直接対峙せざるを得なかった、特殊な地域だった。秦郁彦によれば、《抗日ゲリラ関係者との攻防は、生死を賭けての闘争だけに、取調べにさいし苛烈な拷問や虐待が加えられることは珍しくなかった》<sup>42)</sup>。

中国人として初めてカミングアウトした万愛花は、既に度々引用したように、《私は慰安婦ではない。だれが何と言おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ》と明言しており、「強制連行」といっても朝鮮人の場合とは全く理由を異にする、日本軍のゲリラ対策の一環だったことが解る<sup>43)</sup>。同様の地域は、他にもあったのだろうか。

日本軍は、共産ゲリラとの攻防が繰り返された河北・山西省を、「敵性地区」（抗日根拠地）・「准治安地区」（抗日遊撃区）、「治安地区」（被占領区）の三つに分けていたが、「准治安地区」と「治安地区」では、性犯罪の発生率に大きな違いがあったことが、研究者によって指摘されている<sup>44)</sup>。

《「准治安地区」において中国女性にとって受難であったのは、強姦・輪姦被害が多かったことである。同区においては、被害者側が日本の憲兵に訴える可能性があったので、「死人に口無し」の言葉どおり、証拠隠滅をする心理から、強姦・輪姦後に殺害してしまうケースが多かったのである。「治安地区」では、日本軍当局によって婦女陵辱行為は厳しく禁止され、日本兵の側でも同区では強姦はまかりならないと自覚していたから、河北省の「治安地区」にある都市においては、…組織的な性犯罪はほとんど行われなかった》

つまり、日本軍の性犯罪が多発したのは、憲兵による治安が行き届かない、八路軍と直接もしくは間接的に対峙していた地域（准治安地区・抗日遊撃区）に限られることが、ここからは窺える。中国の性暴力被害者のカミングアウトが山西省孟県と海南島に集中しているのは、このことと恐らく無関係ではあるまい、と思われる。

前記した通り、中国人「慰安婦」裁判を提訴するために、この両地域には1994年以降、日本人弁護士が大挙して押し寄せ、「原告探し」をした。その結果、性暴力被害者の発掘が進んだという事情もあるだろう。

しかし、このことは逆に言えば、中国全土で慰安婦を探し回っても、結局山西省と海南島でしか、原告になりそうな「玉」は見当らなかつた。それも慰安婦ではなく、戦時性暴力の被害者しか見つからなかつた、ということなのである。

こうして、中国人女性に対する元日本兵の性暴力が大きくクローズアップされ、今日に

至っているが、多くの研究者はこうした戦時性暴力を《一部兵士の軍紀逸脱行為によるもの》とは見ていない。《軍の作戦に基づいた組織的なもの》<sup>45)</sup>であり、《まぎれもなく日本軍の作戦それ自体が引き起こしたもので…個別の不良兵士が私人として犯した偶発的な事件では決してない》<sup>46)</sup>と結論づけているのが現状である。だが、果してそれは公正な態度と言えるのだろうか。

日本側の研究者は、中国側の政治宣伝に過ぎない「三光作戦」を鵜呑みにし、山西省における八路軍の「燼滅掃討」を目指した前述の晋中作戦を、組織的な「ジェノサイド」であったと喧伝する<sup>47)</sup>。しかし、日本軍の『第一期晋中作戦戦闘詳報』にある以下のような注意事項は、故意に無視して報じないのである<sup>48)</sup>。

《無辜ノ住民ヲ苦マシムルハ避クヘキモ敵性顕著ニシテ敵根拠地タルコト明瞭ナル部落ハ要スレハ焼棄スルモ亦止ムヲ得サルヘシ

但シ此ノ場合ニアリテモ虐殺掠奪ニ類スル行為ハ厳ニ戒ムルヲ要ス》

この「虐殺掠奪ニ類スル行為」の中に戦時性暴力（強姦）も含まれることは、言うまでもない。また、華北の治安維持に当たった第36師団司令部が作成した「防犯資料」（昭和18年）には、強姦に対する次のような軍当局の考えが記されている<sup>49)</sup>。

《2、強姦ハ四悪ノ一ニシテ支那民衆ヨリ最モ恨マルル犯行ナリ

3、暴力ヲ加ヘタルトキノミ強姦ニアラス兵威ニ怖レ無抵抗柔順ナルニ乗スルコト元ヨリ強姦ナリ誤解アルヘカラス

4、強姦ハ最低一年以上ノ懲役ニシテ死刑マテ到ル重罪ナリ》

「四悪」とは掠奪・強姦・放火・拉夫の四つだが、《内地（含朝鮮、台湾）ニ稀有ニシテ〔支那〕事変地ニ特ニ多キモノ〔ハ〕掠奪、強姦》であるとの認識から<sup>50)</sup>、軍はその根絶をししばしば指示していた。

また、北支那方面軍参謀長の通牒（昭和13年6月27日付）によれば<sup>51)</sup>、そもそも方面軍は、強姦に対しては最初から次のような強い姿勢で臨んでいたのであり、この方針が中途で変更されて、強姦は勝手次第となった、もしくは「ジェノサイド」政策に転じたなどということは、筆者は寡聞にして聞いたことがないのである。

《各処ニ頻発スル強姦ハ単ナル刑法上ノ罪惡ニ留ラス治安ヲ害シ軍全般ノ作戦行動ヲ阻害シ累ヲ国家ニ及ホス重大反逆行為ト謂フヘク部下統率ノ責ニアル者ハ国軍国家ノ為メ泣テ馬稷ヲ斬リ他人ヲシテ戒心セシメ再ヒ斯ル行為ノ発生ヲ絶滅スルヲ要ス若シ之ヲ不問ニ附スル指揮官アラハ是不忠ノ臣ト謂ハサルヘカラス》

山西省孟県や海南島で発生したような日本兵の性犯罪は、こうした軍の凡ゆる規律保持の努力にも拘らず、そのコントロールの及ばない地域でのみ発生した戦争犯罪であり、飽くまで例外的な事例でしかないのである。

## 中国人慰安婦の「性奴隷」説・「強制連行」説・「20万人」説は本当か

最後に、中国人慰安婦問題に関する代表的中国人研究者の見解について、その妥当性を検討しておきたい。

前述の蘇智良氏は、「軍妓」と「慰安婦」を明確に区別する。前者は何処の国にもあったもので、《ほとんど貧しい生活を脱出するために、やむを得ずこの道をえらんだ》ものだが、後者は《日本軍がアジア諸国の女性を強制して、軍隊の性奴隷にさせた》もので、《日本軍の組織的、計画的な連行或いは騙しによるものであった》とする。《日本軍国主義者は中国大陸、台湾、朝鮮、東南アジア及び少数の白人女性を強迫して、軍隊の慰安婦にさせた》、《慰安婦の最も正確な説明は日本軍の性奴隷ということである》というのが、蘇の基本的な見解である<sup>52)</sup>。

ここには、日本軍が「組織的、計画的」に中国人女性を「強制連行」し、日本軍の「性奴隷」にした、と書かれている。だが、その主張は学問的に証明されていない。蘇氏は“*Chinese Comfort Women*” (2014) の中でも、自身が聞き取り調査した102人中、87人が《直接日本軍に拉致され》、10人が《日本軍協力者の中国人に拉致された》など書いているが<sup>53)</sup>、実際には氏が同書で取り上げた証言は12人に過ぎず<sup>54)</sup>、殆どの証言は公開されていないため<sup>55)</sup>、その真偽のほどは不明である。慰安婦問題に関する、中国の代表的研究者がこういう姿勢では、学問的中立性・客観性は到底担保し得ない、ということを指摘しておく。

百歩譲って、証言を公開した12人に限って論ずるとしても、被害者の証言はそれだけでは「事実」とは認められない。慰安婦の証言は70年以上前の本人の「記憶」でしかなく、その証言を「事実」として立証するためには、本人の供述を立証する物的証拠や、それを裏付けるに足る、近親者・友人・知人等による傍証が必要である。蘇氏はそうした綿密な裏づけ調査を一切行っていないが、本人の一方的供述を紹介するだけでは、日本軍の「組織的、計画的」な「強制連行」が立証されたことにはならないのは、言うまでもない。

蘇氏の主張する中国人慰安婦＝「性奴隷」説にしても、同様である。氏は、中国語による代表的著作である『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999）の中でも、《慰安婦制度とは、日本軍国主義が中国とアジアの国家を侵略した時期に、戦争を継続させる目的から、各国の女性を強制的に日本軍兵士の性奴隷にし、日本軍に性奴隷を計画的に配備した計画である》と主張しているが<sup>56)</sup>、軍妓は《貧しい生活を脱出するために、やむを得ずこの道をえらんだ》ものだが、慰安婦は日本軍に強制連行された「性奴隷」だというのは、当時の中国の妓女の実態をあまりにも無視した暴論、と言わざるを得ない。

北村稔氏によれば、『慰安婦研究』には《膨大な数の中国人妓女が存在したという歴史的事実への言及は皆無》であり、《すべての妓女を日本軍により悲惨な境遇を迫られた性奴隷に変容させ》たため、記述上の混乱を惹き起し、《虚実が入り乱れて展開され》るといふ結果になっている<sup>57)</sup>。

国連のクマラスワミ報告（1996）以降、慰安婦は「性奴隷」であるという誤った言説が国際社会に広まっているが、日本軍慰安婦は本稿で定義した通り「日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、軍人相手の売春業に従事した女性」を指し

ており、労働の対価としての金銭的報酬を得、前借金を返済すれば原則として自由の身になれたという意味において、「奴隷」とは概念の範疇を明確に異にする。

北村稔氏によれば、《日本軍は妓女の健康診断等で関与したが、中国人慰安婦制度は中国の売春制度の土台のうえで展開された売春の一形態》であり<sup>58)</sup>、「性奴隷」などではない。慰安婦を「性奴隷」と言いくるめるのは、日本人研究者の間でもよく見られる通弊だが<sup>59)</sup>、中国人女性に対する元日本兵の性暴力だけを大きくクローズアップさせ、「性奴隷」とオーバーラップさせるような形で、戦時性暴力被害者＝「性奴隷」＝中国人慰安婦という、誤った図式が漠然と成立しているように思われる。

だが、本稿でも度々指摘してきたように、当時においても重大犯罪とされていた戦時性暴力被害者と、合法的な存在だった慰安婦は全く異なる存在である。中国人慰安婦に「性奴隷」というレッテルを安易に貼ることで、慰安婦と戦時性暴力被害者の区別を曖昧にするようなことは、あってはならないことだと考える。

蘇氏の主張するもう一つの柱である、慰安婦総数「40万人説」、中国人慰安婦「20万人説」について、最後に検討したい。氏のこうした見解は、『慰安婦研究』（1999）で初めて公表されたものだが、計算式の根拠が極めて薄弱である。慰安婦の総数「40万人説」は、正確には「36万人～41万人」とするものだが、それは次のような計算式に拠っている。

まず、当時の日本兵総数を300万人として<sup>60)</sup>、これを29で割る。29というのは兵士29人につき1人の割合で慰安婦がいたという意味で、慰安婦と兵員の「適正比率」（パラメーター）を指す。《当時、「ニクイチ」という言葉がかなり流通していたようである》という吉見義明氏の見解に基いたものようだが<sup>61)</sup>、吉見氏はその典拠を明示しておらず、それが正しいという史料の根拠は何処にもない。典拠がはっきりしているのは、適正比率100であり、昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告に《兵100人につき女1名の割合で慰安隊を輸入す》とある<sup>62)</sup>。現に吉見自身が適正比率100でも計算しているし<sup>63)</sup>、適正比率を50や150で計算する研究者（秦郁彦）もいる<sup>64)</sup>。

次に、これに慰安婦の「交代率」（回転率）3.5～4を掛ける。交代率というのは、病気・死亡・廃業などによる慰安婦の入れ替りの度合のことだが、これも研究者によって異なり、交代率を1.5で計算する研究者（秦郁彦・吉見義明）もいれば、2で計算する研究者（吉見義明）もいる<sup>65)</sup>。交代率3.5～4という極端に高い数字は、蘇智良氏だけである。

こうして得られた数字が、36万人（交代率3.5）～41万人（交代率4）という慰安婦の総数になるのだが、《そこから朝鮮人慰安婦数の14万人から16万を減じ、更に日本人慰安婦の2万人とその他の国籍の慰安婦数を減じる》ことによって、中国人慰安婦20万人という数字を導き出したらしい<sup>66)</sup>。

日本側研究者で、蘇智良氏の主張するような膨大な数の慰安婦に言及する学者は、誰もいない。吉見義明氏は総数を5万～20万人とし<sup>67)</sup>、中国人慰安婦の数については特に言及していない。秦郁彦氏の試算では、日本軍慰安婦の総数は多めに見ても2万人前後、中国人を含む「現地人」はその内の三割程度（6千人）とする<sup>68)</sup>。尚、秦氏の試算によると、各国別の日本軍慰安婦の内訳は、日本人4：現地人（中国人を含む）3：朝鮮人2：その他1であり、中国人慰安婦も朝鮮人慰安婦も数千のオーダーにしかならない。中国人慰安婦「20万人説」が如何にデタラメか、ということである<sup>69)</sup>。

## 註

- 1) 2016年12月31日、米CNNテレビでの蘇智良氏（中国慰安婦問題研究センター所長）の発言。
- 2) 勝岡寛次「日本における中国人慰安婦の研究と運動」。『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』は、中国人慰安婦問題研究会（代表西岡力）が平成28年6月17日に公表し、日本政策研究センターHP上で公開している。
- 3) 高嶋航「中国における「慰安婦」研究の現在」、『史林』88-1、2005年1月、27頁。
- 4) 康健「中国人元「慰安婦」被害事実調査」、『季刊戦争責任研究』71、2011年春季号、68頁。中国人元「慰安婦」（性暴力被害者）として初めて名乗り出た万愛花が来日したのは、1992年12月のことである。
- 5) 蘇智良「慰安婦、の緊急調査」、『季刊戦争責任研究』27、2000年春季号、19頁。
- 6) 朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」については、西岡力「92年1月強制連行プロパガンダ」と朝日の責任」（「朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書」所収、平成27年2月19日、日本政策研究センターHPで公開）を参照されたい。
- 7) 大森典子・安達洋子「中国人「慰安婦」訴訟の10年を振り返って」、『季刊戦争責任研究』47、2005年春季号、14頁。
- 8) 34名の証言者を抽出したプロセスを、ここで説明しておく。現在までに筆者が確認し得た中国人慰安婦・性暴力被害証言者の内訳は、以下の通りである。
  - ・中国人慰安婦・性暴力被害者裁判原告（1995～2001提訴）：24人（第一次4人・第二次2人・性暴力10人・海南島8人）
  - ・蘇智良『慰安婦研究』（1999）所収の証言者：3人
  - ・女性国際戦犯法廷（2000）証言者：2人
  - ・石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』（2004）所収の証言者：10人
  - ・展示パンフレット『ある日、日本軍がやってきた』（2008）所収の証言者：18人
  - ・梶村太郎・村岡崇光・糟谷廣一郎『「慰安婦」強制連行』（2008）所収の証言者：1人
  - ・蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”（2014）所収の証言者：12人
  - ・班忠義監督映画「太陽がほしい」（2015）所収の証言者：7人
 以上を合計すると、延べ77人となるが、証言者はかなりの部分で重複しているので、重複分を除けば34人となる。（重複の詳細については、付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい。一人の人名に対して複数の○が付いている場合が、証言の重複を示す。例えば、No.16の万愛花の場合、中国人「慰安婦」裁判（山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟）の原告として証言している以外に、5つの○が付いているので、証言が6種類あることになる。）
- 9) 付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」の見方について一言しておく、冒頭の横見出しの「被害状況」の右に、「慰安婦か性暴力か」という欄がある。これは証言の「被害状況」から見て、その証言者が慰安婦か、それとも性暴力被害者かを判断して、そのいずれかを該当欄に記入したものである。
- 10) 1992年12月に初めて来日した万愛花は、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」で証言した。彼女は「慰安婦」と呼ばれることを一貫して拒否し、「私は慰安婦ではない。だれが何と言おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」と主張していた（班忠義『声なき人たちに光を―旧軍人と中国人“慰安婦”の20年間の記録』、2015、35頁）。
- 11) 全34名の証言者中、山西省孟県の性暴力被害者はNo.7～24の18名、海南島の性暴力被害者はNo.25～32の8名である。
- 12) 付表②の横見出しの「蘇・英語本」の欄に○が付いているのが、蘇智良氏が当該本で採り上げた証言者12名である。この内、慰安婦と判断されるのはNo.1（雷桂英）、2（周粉英）、4（陸秀珍）、5（袁竹林）の4名、性暴力被害者と判断されるのはNo.3（朱巧妹）、6（譚玉華）、13（尹玉林）、16（万愛花）、26（黄有良）、27（陳亞扁）、29（林亜金）、33（李連春）の8名である。
- 13) 島田洋一氏は、この点について次のように指摘している。≪その場限りのレイプより悪質な長期・組織的な集団レイプが「慰安婦」という位置づけになっている。本書では、「慰安婦」という用語が、ほとんどの場合、慰安所で性的サービスを提供する女性という通常の意味で使われていない。真偽は別として、「中国における日本軍の性暴力証言集」とでもすべき内容でありながら、それでは慰安婦「ブーム」に乗れず、また、慰安婦問題の拡大という政治目的も達成しにくくな

- るため、「中国人慰安婦」というタイトルにしたと言わざるを得ない。》(島田洋一「『中国人慰安婦』について」、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』平成28年(2016)6月17日、日本政策研究センターHP、31頁)
- 14) 付表②の証言者全34名の内、慰安婦と判断されるのはNo.1(雷桂英), 2(周粉英), 4(陸秀珍), 5(袁竹林)の4名だけで、残り30名は全て性暴力の被害者である。
  - 15) 石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』創土社、2004、242頁。本書の書名を「慰安婦」とせず「性暴力」としたのも、慰安婦と性暴力被害者を区別している現れだろう。
  - 16) 同上、251頁。
  - 17) 付表②の横見出しの「場所」が、証言者が被害を受けた場所を記入した欄になっている。これを見ると、付表②のNo.7~24(李秀梅・劉面換・周喜香・陳林桃・侯巧蓮・郭喜翠・尹玉林・尹林香・侯冬娥・万愛花・南二僕・張先兎・趙潤梅・高銀娥・王改荷・趙存妮・楊時珍・楊喜何)の18名が、山西省孟県における性暴力被害者である。
  - 18) 付表②の「証言」欄を見ると、No.9~12(周喜香・陳林桃・侯巧蓮・郭喜翠), No.15~16(侯冬娥・万愛花), No. 21(王改荷)の7名がそのことを証言している。
  - 19) 註10に同じ。
  - 20) 瀨瀬厚編・解説『軍紀・風紀に関する資料』(十五年戦争重要文献シリーズ第6集)不二出版、1992、18、24頁。
  - 21) 吉田裕・松野達也編集・解説『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』現代史料出版、2001、363頁。
  - 22) 因みに、この「身代金」については、次のような考察があることを紹介しておく。《原告らが拠点から釈放される条件として、銀元や羊毛を要求されているのは、中国の土匪がよくやることで、これは漢奸といわれる中国人が強要したことに違はなく、日本軍が要求したとは考えられない。》(笠原十九司「日本軍の残虐行為と性犯罪—山西省孟県の事例」、『季刊戦争責任研究』17、1997、50頁)
  - 23) 前掲『黄土の村の性暴力』、35~185頁。本書では20人の証言を整理しているが、性暴力被害者本人の証言は、この内9人である。付表②のNo.13(尹玉林)、No.16(万愛花)、No.18~24(張先兎・趙潤梅・高銀娥・王改荷・趙存妮・楊時珍・楊喜何)の9名の被害者が、それに該当する。尚、No.17(南二僕)についても、死亡した本人に代り、養女と弟の証言を取っている。残り9名の証言は、当時を知る村の古老や老婦人等からの聞き取りである。これら20人の証言が第一部の大半を占め、本書の核心部分である。
  - 24) 松本栄好「私が中国で戦った「聖戦」の実態」、『子どもるとき戦争があった』いのちのこぼ社、2011年、108~110頁。
  - 25) 別の証言では松本氏は、レイプ等の戦争犯罪を目撃した事実は「ありません」と答えている。ケネディ日砂恵「必ず出てくる「第二の吉田清治」」、『WiLL』2015.1、248頁。
  - 26) 青江舜二郎『大日本軍宣撫官—ある青春の記録』芙蓉書房、昭和45年、229頁。
  - 27) 内海愛子・石田米子・加藤修弘編『ある日本兵の二つの戦場—近藤一の終わらない戦争』社会評論社、2005年、354頁。
  - 28) 同上、61~62頁。
  - 29) 桑島節郎『華北戦記』図書出版社、1978、158頁
  - 30) 前掲『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』、182~183頁。
  - 31) 前掲『ある日本兵の二つの戦場』、61、63頁。
  - 32) 前掲『黄土の村の性暴力』、262、264頁。
  - 33) 日本軍は《海南島が中国共産党の発祥の地の一つであり、一九三四年以降数年にわたつて全島が「赤化」していたという認識をもっており、占領当初から、共産党軍に対する警戒心を強く持っていた》という(文公輝「日本による海南島軍事占領について—日本軍関係資料と実地調査を中心に」、『大阪人権博物館紀要』9、2006、85頁)。
  - 34) 齊藤日出治「海南島における住民虐殺と統治政策—「Y作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図」、『大阪産業大学経済論集』12-1、2010年9月、20頁。
  - 35) 齊藤日出治「日本軍統治下の海南島における侵略犯罪の調査報告」、『大阪産業大学経済論集』15-1、2014年3月、60頁。
  - 36) 付表②、No.25~32(譚玉蓮・黄有良・陳亞扁・譚亜洞・林亜金・陳金玉・鄧玉民・黄玉鳳)の

- 「被害状況」欄を参照。
- 37) 註35に同じ、49頁。
  - 38) 班忠義「中国・海南島の元「慰安婦」たち」、『週刊金曜日』5-24、1997.6.27、29頁。
  - 39) Peipei Qiu, with Su Zhiliang and Chen Lifei, “Chinese Comfort Women – Testimonies from Imperial Japan’s Sex Slaves”, Oxford University Press, 2014, p.128.
  - 40) Ibid., p.137.
  - 41) 2010年3月2日、最高裁は原告側の上告を棄却したため、本判決が最終判決として確定した。
  - 42) 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999、200頁。
  - 43) 註18の7名の証言を参照のこと。
  - 44) 笠原十九司「中国戦線における日本軍の性犯罪」、『季刊戦争責任研究』13、1996秋季、10～11頁。
  - 45) 笠原十九司「日本軍の残虐行為と性犯罪」、『季刊戦争責任研究』17、1997秋季、45頁。
  - 46) 前掲『黄土の村の性暴力』、242頁。
  - 47) 笠原十九司「日本軍による性暴力の構造」、『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ』（日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録第4巻）、緑風出版、2000年、217頁。
  - 48) 「討伐隊ニ与フル注意」、独立混成第四旅団「第一期晋中作戦戦闘詳報」（第12号）、アジア歴史資料センター（国立公文書館所蔵）。
  - 49) 「防犯資料 別紙 自昭和18年3月至昭和18年5月 第36師団司令部（2）」、アジア歴史資料センター（防衛省防衛研究所所蔵）。
  - 50) 前掲『十五年戦争期 軍紀・風紀関係資料』、145頁。
  - 51) 「軍人軍隊ノ対住民行為ニ関スル注意ノ件通牒」、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992、210頁。
  - 52) 蘇、前掲「「慰安婦」の緊急調査」、20頁。
  - 53) Su, Chen “Chinese Comfort Women”, op.cit., p.8.
  - 54) 付表②のNo.1～6（雷桂英・周粉英・朱巧妹・陸秀珍・袁竹林・譚玉華）、No.13（尹玉林）、No.16（万愛花）、No.26～27（黄有良・陳亞扁）、No.29（林亜金）、No.33（李連春）の12名である。
  - 55) 同書の注には、「これらの統計は蘇智良の〔インタビュー〕記録に基づいており、他の中国人研究者及び機関による記録は含まれていない」（Su, Chen “Chinese Comfort Women”, op.cit., p.200）とあるが、蘇の『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999）にも自身のインタビュー記録は1件も含まれておらず、そこで紹介された中国人8名の証言は、全て他人のインタビューの引き写しである。（『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』（日本政策研究センターHP）より、西岡力「総論」、北村稔「蘇智良『慰安婦研究』を評す」を参照した。）
  - 56) 蘇智良『慰安婦研究』上海書店出版社、1999、13頁。
  - 57) 北村稔「蘇智良『慰安婦研究』を評す」、『中国人慰安婦問題に関する基礎調査』平成28年（2016）6月17日、28、32頁。
  - 58) 同上、25頁。北村氏は、邵雍『中国近代妓女史』（上海人民出版社、2005）に依拠して立論していることを補足しておく。
  - 59) 例えば、吉見義明氏も、「日本軍が性奴隷制度としての「慰安婦」制度をつくったのは事実であり」、《女性たちには、居住の自由、外出の自由、〔接客を〕拒否する自由、廃業の自由がなかった。その意味で、性奴隷状態にされたのである》などと述べている（吉見義明「日本軍「慰安婦」制度の本質は何か」、『日本の科学者』Vol.50-1、2015.1、18、23頁）。しかし、慰安婦には「外出の自由」もあれば、酔客の接客を「拒否する自由」も「廃業の自由」もあった（秦郁彦『慰安婦問題の決算』PHP研究所、2016、22頁。拙著『「慰安婦」政府資料が証明する〈河野談話〉の虚構』明成社、2014、79～97頁）。吉見氏の理屈は、完全に破綻している。
  - 60) 総兵力「300万人」というのは、1944年11月時点での外地所在の陸海軍軍人軍属の総数（概数）だが、秦氏によればこの母数にも問題があり、「南方は全軍敗退期に入っていて、その数か月前に続々と満州、中国、内地から送り込まれた増援部隊は着くとすぐに決戦場に投入され、慰安所へ通う余裕はなかった」という理由から、秦氏は総兵力を250万人として試算している（秦、前掲書、404頁）。
  - 61) 吉見義明編・解説『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992、83頁。
  - 62) 波多野澄雄・茶谷誠一編『金原節三陸軍省業務日誌摘録』前編、現代史料出版、2016、28頁。

- 63) 吉見、前掲『従軍慰安婦』、79頁。
- 64) 秦は、『昭和史の謎を追う』下（文藝春秋、1993、328頁）では適正比率50で試算し、前掲『慰安婦と戦場の性』（新潮社、1999、406頁）では、適正比率150で試算している。いずれにしても、適正比率29は少なすぎると判断されていることが判る。
- 65) 秦は『昭和史の謎を追う』『慰安婦と戦場の性』の両方で交代率1.5を用い、吉見は『従軍慰安婦』で交代率1.5と2の両方で計算している。
- 66) 北村、前掲「蘇智良『慰安婦研究』を評す」、26頁。尚、北村氏は蘇智良が朝鮮人慰安婦14万人から16万人と算出した根拠について、同じ個所で次のように述べている。《蘇智良は、朝鮮人慰安婦を14万人から16万人と算出した根拠を注記していない。しかしこの前後のページで、金一勉「荒船発言」（『現代之目』1972年第4号）を根拠に「戦時死亡の緒先人慰安婦は14.3万人に達した」と記し、更に北朝鮮の政府機関紙『民主朝鮮』（1996年8月15日刊）を根拠に「日本帝国主義が朝鮮を占領した40年間に20万人以上の朝鮮婦女を強制的に慰安婦にした」と記しており、この二つを根拠に14万人から16万人を算出したと考えられる。荒船発言とは、衆議院議員の荒船清十郎氏が1965年11月20日の選挙区の集会で、「朝鮮の慰安婦が14万2千人死んでいる」と発言した出来事である。》
- 蘇氏がここで依拠した朝鮮人慰安婦「14万2千人説」は、荒船が「勝手にならべた数字」に過ぎず、蘇氏の中国人慰安婦「20万人説」は、アジア女性基金からも次のように批判されている。《蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます》（「慰安所と慰安婦の数」、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」）
- 67) 吉見、前掲『従軍慰安婦』、79～80頁。尚、吉見は最近では8～20万人と言っているようである。
- 68) 秦、前掲『慰安婦と戦場の性』、406、410頁。
- 69) 尤も上には上があるようで、高嶋航によれば、近年は「慰安婦概念の拡大」により、中国側の主張する慰安婦数は劇的に増大する傾向にあり、例えば呉天威「日軍史無前例的強暴中華婦女一被強姦者多於慰安婦」（『抗日戦争研究』1999.2）では、クマラスワミの「慰安婦は日本が戦時に犯した組織的強姦および奴隷制の犯罪である」という定義を援用し、中国人慰安婦及び強姦された中国人は少なくとも百万以上に上る、としているそうである（高嶋、前掲「中国における「慰安婦」研究の現在」、53頁）。